

## 公共交通サービスの導入の検討方針（案）

### 【公共交通サービス提供の目的】

- ・ 日常生活を行う上で必要な活動機会の確保
- ・ 安全・安心な移動手段の確保

### 【公共交通サービス提供に対する市の考え】

- ・ 既存の公共交通を活用しながら、民間では運営が難しいところには市が関与し、急速に進展する高齢化などの問題に対応する。
- ・ 市民の生活に必要な活動を支えることは市が行うべき施策であると認識し、必要な公共交通施策の推進は市が積極的に役割を果たしていく
- ・ 財源の制約の中で、持続可能な仕組みを確立する
- ・ 市民とともに公共交通を守り育てていく

### 【上記を踏まえた公共交通導入の検討方針】

- ・ 導入費用や事務手続きを考慮し、導入検討地区数は、概ね2地区ずつ程度を目途とする
- ・ 導入地区の選定にあたっては、連携計画に示す、「①日常生活ができずに困っている人が存在する地区。②その人数が一定以上あり、乗合の公共交通サービスで対応することが必要な地区。③公共交通サービスの運営に対して、自治会の協力が得られる地区。」という基準に基づく。
- ・ 連携計画「表－8 整備優先順位検討のための地区の評価」に示す、「75歳以上人口比率」、「外出をあきらめた割合」、「公共交通サービスの有無」、「バス停（駅）までの距離」、「バス停（駅）までの勾配」、「収支率」という基準に基づき選出するが、これらの基準のうち、75歳以上人口比率については、最新データに変更したうえで選出を行う。
- ・ 新たな基準の設定について検討する。（人口密度など）
- ・ 各地区の状況等も踏まえサービス導入の必要性についても検討する。
- ・ 地区選定後、利用見込や地元の意向も踏まえて、運行ルート、運行本数、使用車両などの詳細を検討のうえ運行計画案を策定する。
- ・ 市の費用負担割合について検討を行う